

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに枚方市長に意見書を提出することができる。

平成29年4月14日

枚方市長 伏 見 隆

1 届出の概要

(1) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

京阪ステーションモールCブロック

枚方市岡東町173番地の1

(3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

京阪ホールディングス株式会社

枚方市岡東町173番地の1

代表取締役 加藤 好文

(4) 変更する年月日

平成29年12月1日

2 届出年月日

平成29年3月31日

3 縦覧場所等

(1) 縦覧場所

枚方市産業文化部産業振興室商工振興課

(2) 縦覧期間

平成29年4月14日から同年8月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

4 意見書の提出先

- ・持参の場合

枚方市産業文化部産業振興室商工振興課

- ・郵送の場合

〒573－8666

枚方市大垣内町二丁目1番20号

枚方市産業文化部産業振興室商工振興課